

別紙6-2 (第9条関係)

第3号研修 一部履修免除の申出書

喀痰吸引等研修の課程については、当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴を勘案し、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したのものとして取り扱うこととします。下記事項に関して、対象であれ「該当」の欄に○を記入し、必要書類を添付の上、提出してください

該当	第3号研修の一部科目免除対象となる事項及び免除科目
	<p>平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修を修了した者</p> <p>【履修免除の範囲】 基本研修</p>
	<p>「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）」の研修修了者(平成23年11月11日障発1111第2号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部長通知)</p> <p>【履修免除の範囲】 基本研修（筆記試験に合格した者に限る）</p>
	<p>「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日 医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者</p> <p>【履修免除の範囲】 基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分</p>
	<p>「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者</p> <p>【履修免除の範囲】 基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分</p>
	<p>⑤「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者</p> <p>【履修免除の範囲】 基本研修（気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。）</p>
	<p>⑥登録研修機関において、基本研修を修了した者</p> <p>【履修免除の範囲】 基本研修（講義）及び基本研修（シュミレーター演習）</p>

上記のとおり、「該当」と記した研修等の修了を証明する書類の写しを添付し、一部履修免除を申請いたします。

受講希望者氏名：

印